

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第33号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号ア中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第二主務省令」という。）第8条第1号イ」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。）第15条第1号ロ」に改め、同号ウ中「法別表第二主務省令第8条第1号ロ」を「利用特定個人情報提供省令第15条第1号ハ」に改める。

第15条中「法別表第二主務省令第19条各号」を「利用特定個人情報提供省令第44条各号」に改め、同条第1号中「法別表第二主務省令第19条第1号」を「利用特定個人情報提供省令第44条第1号」に改める。

第22条中「法別表第二主務省令第44条各号」を「利用特定個人情報提供省令第127条各号」に改め、同条第1号中「法別表第二主務省令第44条第1号」を「利用特定個人情報提供省令第127条第1号」に改める。

第24条第1号ト中「又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）」を削る。

第34条中「法別表第二主務省令」を「利用特定個人情報提供省令」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第24条第1号の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。